

富士市概算数量発注方式試行要領

富士市概算数量発注方式試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、富士市が発注する建設工事について、設計積算業務及び入札事務の効率化を図るため、概算数量発注方式により発注する場合の取扱いに必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「概算数量発注方式」とは、当初設計の数量を概算数量により積算し、契約後、施工現場での取合い等を精査の上、設計数量の確定を行い、契約変更を行うものをいう。
- (2) 「概算数量」とは、設計図書に示した平面図及び標準断面図等の代表的な数量により算出した概算の設計数量をいう。詳細設計業務等の成果によらず算出した設計数量をいう。
- (3) 「工事計画図書」とは、工事施工前に施工範囲の確認、現地測量及び設計照査を行った結果をもとに作成する施工数量の根拠となる平面図（標準断面図）、構造図等の図面及び数量計算書をいう。

(対象工事等)

第3条 概算数量発注方式を適用する工事は、次の全てに該当するものとする。

- (1) 概算発注方式により発注事務を効率的に行うことができる工事
- (2) 原則として当初の設計金額が5,000万円未満の工事
- (3) 現地精査の結果と概算数量との乖離等により、工事費、工期に著しい影響を与えない工事
- (4) 構造計算や安定計算を必要としない工事
- (5) 工事計画図書作成に当たり、現地精査に伴う調査、測量及び図面作成等に係る作業が過大となるおそれのない工事
- (6) 委託業務等により詳細設計図がない工事

2 概算数量発注方式により発注するときは、工事担当課は事前に契約検査課と協議するものとする。

(施工条件の明示)

第4条 概算数量発注方式による場合は、次の事項を入札公告及び特記仕様書に明示するものとする。

- (1) 概算数量発注方式による発注工事であること。
- (2) 概算数量に基づく積算であること。
- (3) 工事計画図書の作成は受注者が行うこと。
- (4) 受注者は工事施工前に工事計画図書を監督員に提出し、承諾を得ること。
- (5) 工事計画図書に基づき設計変更を行うこと。

(当初設計図書の作成)

第5条 概算数量発注方式による場合の当初設計図書の作成は次のとおりとする。

- (1) 積算は、施工予定箇所の概算数量に基づき設計金額を算出するものとする。
- (2) 当初設計図面は、位置図、平面図、標準横断図等とする。
- (3) 数量計算書には概数であることを明示する。
- (4) 工事計画図書の作成期間として、通常の標準工期に加え15日程度加算することができるものとする。

(工事計画図書等の作成費用)

第6条 受注者が施工前に行う工事計画図書の作成費用として、「工事計画図書作成費」を共通仮設費の「準備費」に積み上げ計上する。なお、工事計画図書の作成に必要な費用のうち、調査及び測量に要する費用は、通常行う設計図書の照査の範囲内であるため共通仮設費率（準備費）に含まれるものとする。

(設計変更)

第7条 工事計画図書に基づく設計変更については、次の各号のとおり行うものとする。

- (1) 設計変更は、「富士市建設工事に係る設計変更事務取扱要領」に基づき行う。
- (2) 変更理由は「概算数量発注方式による発注のため、現場精査による変更」とする。
- (3) 概算数量発注方式による現場精査に伴う変更における材料単価の取扱いについては、積算基準に従い積算するものとする。

附 則

この要領は、令和元年10月8日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年11月1日から施行する。